

事業コード	03010211	政策コード	03	政策名	未来の交流を創り、支える観光・交通戦略				
事業名	県有観光施設における地域消費喚起促進事業	施策コード	01	施策名	ビジネスとして継続・成長していく総合戦略産業としての観光の推進				
部局名	観光文化スポー	課室名	観光戦略課	指標コード	02	施策目標(指標)名	お客様と秋田への観光を結び付けるネットワークづくり		
		班名	総務班	(tel)	1461	担当課長名	須藤 明彦	担当者名	小玉 博樹

評価対象事業(計画)の内容

事業年度 平成26年度 ~ 平成27年度

1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)
 経済対策について、内閣総理大臣より「エネルギー価格の高止まりなど物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に、スピード感を持って対応を絞った対応」が必要であるとの指示を受け、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が地方自治体を支援する制度が設計され、同制度を活用し、地域の消費喚起を促す事業を実施するものである。

3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)
 県有観光施設(秋田ふるさと村、男鹿水族館、田沢湖スキー場)において、施設内で利用できるプレミアム付きの商品券や入場券等を販売し、利用してもらうことにより、観光における消費を喚起することを目的とする。
 (重点施策推進方針との関係) 重点事業として要望 その他事業として要望

2. 住民ニーズの状況
 ニーズを把握した対象
 受益者 一般県民 (時期: 年 月)
 ニーズの把握の方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 その他の手法 (具体的に)
 ニーズの具体的内容

4. 目的達成のための方法
 事業の実施主体 県有観光施設の指定管理者
 事業の対象者・団体 県有観光施設の利用者
 達成のための手段
 県有観光施設において、施設内で利用できるプレミアム付き商品券や入場券、リフト券を販売する。また、利用を促すため、受託事業者(各施設の指定管理者)が、効果的な広告等を実施する。

比較した代替手段及び選択した手段の有効性
 国の制度上、都道府県は域外からの消費喚起を促す事業を求められており、同事業を実施する3施設は域外からの誘客効果の高い施設であり、同事業を実施することは有効である。

把握していない場合の理由及び今後の方針

理由	国の制度を受けての事業のため、ニーズを把握していない。
今後の方針	同上

5. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体(最終)計画
01	県有観光施設における地域消費喚起促進事業	県有観光施設において、施設内で利用できる商品券やプレミアム付き入場券等を販売し、利用してもらうことにより、観光における消費を喚起する。	80,432						
	財源内訳	左の説明	80,432						
	国庫補助金	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 消費喚起型	77,697						
	県債								
	その他								
	一般財源		2,735						

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果		観光における地域消費喚起							
指標	指標名	消費喚起想定額（直接効果）					指標の種類		
	指標式	商品券等利用枚数×単価（入場券、リフト券の販売額含む）（単位：千円）					成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	最終年度
	目標a			0	371,840				
	実績b	データ等の出典							
	東北 全国	観光戦略課調							
把握する時期		当該年度中		03月	翌年度	月	翌々年度	月	
指標	指標名						指標の種類		
	指標式						成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	最終年度
	目標a								
	実績b	データ等の出典							
	東北 全国								
把握する時期		当該年度中		月	翌年度	月	翌々年度	月	

事業の必要性

<p>現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性</p> <p>域外から誘客し消費喚起を促すためには、集客力のある県有観光施設で実施する必要がある。</p>
<p>住民ニーズに照らした事業の必要性</p> <p>消費が低迷する中で、プレミアム付きの商品券や入場券を販売し、利用してもらうことにより、地域の消費喚起を促す効果が期待できる。</p>
<p>事業の県関与の必要性</p> <p>法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの</p> <p>国の制度上、域外からの消費喚起に関する事業は県に求められおり、かつ、誘客力の高い大規模な観光施設は県が設置しているため、県で実施する必要がある。</p>

政策評価委員会意見		重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定
		重点事業 其他